

『奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会』の
提言の具体化に向けて (基本方針)

平成19年3月30日

奈良市

『奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会』の提言の具体化に向けて

本市職員の不正病休問題に端を發し、職務強要罪などの不祥事が発生し、行政に対する市民の信頼を失墜することになりました。同時に本市の同和行政に対しても厳しい目が向けられることになり、そうした市民の行政に対する不信感を払拭するためにも、これまでの同和行政のあり方を問い直し、同和行政を真に人権行政にしていくため、「奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会」を平成18年11月30日に設置し都合7回に渡って協議の結果、平成19年2月27日提言をいただきました。

本市では、この提言を各部局で精査・検討し、具体化するとともに積極的に推進するため『奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会』の提言の具体化に向けて（基本方針）」を策定しました。

また、既に設置されている「長期病気休暇者問題等調査対策検討委員会」、「環境清美部管理・業務体制再生検討委員会」、「奈良市改良住宅家賃等検討委員会」や、別途設置される「(仮称)人権文化センターや児童館等のあり方検討委員会」等の提言と「奈良市法令遵守の推進に関する条例」の制定も含めて、市民の皆さんから信頼される市役所になるよう思い切った取組みを進めていく所存です。

改革の進捗状況については、積極的に情報公開していくとともに、改革実行ための組織を設置し進行管理にも努めてまいります。

なお、人権行政は、一人ひとりの人権が尊重される社会、一人ひとりが個として尊重され、それぞれの自立を支えあう地域社会の実現を目指して、引き続き取組みを進めていきますが、その際には、施策の有効性や透明性、公平・公正性の確保の観点から絶えず検証しながら進めてまいります。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

目 次

1 人権行政への取組みの基本方向について	1
2 具体的個別事項の是正について	1
(1) 個人給付的事業	1
(2) 職員の加配	1
(3) 運動体への支援	2
(4) 委託事業	2
(5) 他の地域と異なる施策	3
(6) 地区内施設	3
(7) 同和関連団体などとの協議体制や協議内容	3
(8) 組織管理等	4

1 人権行政への取組みの基本方向について

同和問題を解決するための取組みは、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」の施行以来、平成14年3月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、本市においても特別対策事業を行ってきた。この結果、地区内住環境や住民の生活は大きく改善されたが、教育や保育、福祉、住民自治などに課題が残されたため、平成14年度以降は一般施策を活用して課題解決に取り組んできた。

しかし、今回の検討委員会での調査・検証の結果として同和対策の一環として始められた事業のなかに有効性や透明性・公平・公正性の確保の面で、不十分な点が見受けられたのでその是正を図る。

今後は、人権行政の中に同和行政を自然に位置付け、人権行政と同和行政は、矛盾や対立をしない「一体のもの」として理解させ、人権施策が全ての部局で意識されることや自立支援を必要としている人たちへの施策の充実、住民相互の豊かな関係の構築を図る取組み等について整理し、これを実施するとともに、「一人ひとりの人権が尊重される社会、一人ひとりが個として尊重され、それぞれの自立を支えあう地域社会の実現」を目指し、教育・啓発等の取組みを進めていく。

また、やさしさと温かみのある行政マンを育て、ユニバーサルデザイン的な発想や公益性にも視点を置いた施策へと転換を図ることも重要なことと考える。なお、推進にあたっては、平成18年9月策定の「奈良市人権文化推進計画」及び、平成19年3月策定の「奈良市人権教育推進についての指針」に基づき、教育・啓発の取組みを進めていく。

施策の実施に際しては有効性や透明性、公平・公正性の確保の観点から常に検証しながら、進めていく。

2 具体的個別事項の是正について

(1) 個人給付的事業

「すでに特別法終了後5年を迎えようとしている現在、個人給付的事業を存続していることは、市民理解を得られないどころか、差別意識を助長することになりかねないので早急に廃止されたい」との提言を尊重し、次のように3事業を廃止する。

固定資産税の還付

18年度より廃止。

国民健康保険料の還付

18年度より廃止。

保育料の減免

19年度より廃止。

(2) 職員の加配

提言を尊重し、全市的に深刻な課題を抱える学校園が存在するため、これまでの同和地区を含む小中学校や保育園に偏って配置されていた職員を、全市的に教育・保育課題に応じて配置する新たな施策に転換する。

(3) 運動体への支援

部落解放同盟に対しての財政的・物的支援は、その透明性や公平・公正性の確保や必要性が市民理解を得られるのかという観点から検討された提言を尊重し、次のように是正する。

同和対策活動事業補助金

部落解放同盟奈良市支部協議会の副議長が職務強要罪で逮捕、起訴されたことについて、部落解放同盟支部協議会としての態度表明や反省の弁が表明されていない現状では、補助を継続することは市民の理解を得ることが到底できないため、一旦廃止する。

しかし、地域性から考えても奈良市では同和問題は人権問題全体の中でも大きな課題であることは間違いがなく、当事者団体として、その活動が人権団体として奈良市と連携するために今後の活動方針などが表明されれば、奈良市全体での他の団体への補助金との整合性を図り、交付目的を明確化し補助を行うが、その際には絶えず検証を行うものとする。

人権ふれあいスポーツ大会補助金

19年度より廃止。

人権問題少年講座・青年講座

19年度より廃止。

人権啓発センターの目的外使用許可

人権啓発センターの一部を部落解放同盟奈良市支部協議会事務所として使用許可していることについては、使用許可している団体の役員が逮捕、起訴された事実と県下の状況などから判断して、使用許可の更新は市民理解を得られるものではないので更新手続きをしない方向で進める。

部落解放同盟奈良市支部協議会が、行政依存体質を排し、民主的に運営され、自立した一つの人権団体として市民理解と共感を得ることができれば、これまでの協力団体・機関としての位置付けを継続することには問題がないため、この時点での使用許可申請については改めて検討することとする。また、目的外使用は一時的な措置にすぎないことから人権啓発センター施設そのものの本来の用途・目的に供するための効果的な利用のあり方の検討も進めることとする。

職員の雇用

人権啓発センターの非常勤嘱託職員2名については、現在では事務補助としての必要性も無くなっていることから雇用の更新はしない。

また、奈良市全体でも事務量と非常勤嘱託職員の配置を調査し、適切な職員配置になるよう配置転換も含めて検討する。

(4) 委託事業

同和関連団体への委託事業については、事業の必要性や予算額を精査すると共に、公平性と透明性が確保できるように改める。

人権啓発関連委託事業

従来行っていた部落解放同盟奈良市支部協議会を含む実行委員会やNPO法人コロナへの委託は、奈良市が主体性を持って事業の必要性を検証するとともに、内容と予算額を

精査し、委託方法は市民提案や公募方式に切り替える。

子ども会指導員設置委託事業

同和地区の子ども会のみで実施されていることは不公平であり、廃止すべきであるが、人権文化センターや児童館のあり方と含めて別途協議の場で検討する。

(5) 他の地域と異なる施策

市営住宅・改良住宅

「奈良市改良住宅家賃等検討委員会」の場で見直すこととする。

職員の派遣

人権文化センターや児童館への職員の派遣について別途協議の場で見直すこととする。

市県民税の出張受付

市県民税の出張受付は申告率の向上と促進を図るためのものであり、他の公共施設でも実施していることから、人権文化センターでの出張受付は継続する。但し、周辺地域の人々も利用できるように広報する。

(6) 地区内施設

地区内公共施設については、新たな時代に見合った位置付けや役割を別途検討するが、その際に地区内施設は住民の自主的なまちづくりを促進する役割や自治を育てていくための協働のあり方なども含めて検討する。

人権文化センター

平成11年の「隣保館の今後のあり方について」と平成13年の「隣保館運営整備事業実施計画」は現在でも有効性を持つものであるから、これらを総括するとともに、平成19年の全国隣保館協議会の「あしたの隣保館検討委員会提言」も踏まえて、今後の位置付けや役割、そのあり方について別途協議の場で検討する。

児童館

その必要性の検証と新しい時代に見合った位置付けと役割など別途協議の場で検討する。

老人憩の家

委託料について地域格差の出ないように改める。

その他施設

共同浴場・運動場・駐車場については人権文化センターとともに有機的な連携を図り、有効活用を図るとともに、経費負担の見直しやその運営方法についても人権文化センター等の協議の場で一体的に検討する。

(7) 同和関連団体などとの協議体制や協議内容

部落解放同盟奈良市支部協議会が、行政依存体質を排し、民主的に運営され、自立した一つの人権団体として市民理解と共感を得ることができれば、これまでの協力団体・機関としての位置付けを継続する。

団体交渉は従来セクション別交渉として行ってきたが、「人権問題について自由な意見交換のできる場」として要望を聴くと同時に市の施策の考え方を説明できる機会とし協議・

交渉のあり方について一定の指針を策定する。指針は原則として提言に示された通りとする。また、この指針は他の人権団体との交渉・協議にも適用する。

(8) 組織管理等

組織体制の見直し

今回の提言を受け同和行政を人権行政へと確実に移行するため課名を変更する。

「人権・同和施策課」を「人権推進課」に、「人権・同和教育推進室」は「人権教育推進室」とする。

コンプライアンスの徹底

提言では今回の一連の不祥事や同和施策の是正がなされてこなかった原因に組織としてのガバナンスやコンプライアンスが機能しなかったとされている。このことを真摯に受け止め「奈良市法令順守の推進に関する条例」に基づき、職員が法令順守の重要性を深く認識することはもちろんのこと、職員に対する違法・不当な働きかけに対し、職員が毅然とした態度がとれるようにするとともに、研修などを通じて職員倫理を意識した業務遂行を行うよう意識改革も進めていく。

改革実行の検証

提言の実施状況について、絶えず検証する組織を設置する。